

農業協同組合の組合員に対する利用強制の禁止について

令和5年1月
農林水産省

目 次

1 . 規制改革実施計画における独禁法違反行為等の根絶について	… 1
2 . 農協等向け総合的な監督指針(抜粋)の改定について	… 2
3 . 平成27年農協法改正について	… 4
4 . 利用強制の禁止について	… 5
(参考①) 農協における独占禁止法の遵守に向けた取組状況の調査結果	… 3
(参考②) 独禁法の法的措置及び警告が行われた事案	… 7
(参考③) 独占禁止法コンプライアンスに関するチェックリスト（抜粋）（全中作成）	… 11
(参考④) 公正取引委員会アンケート調査結果（抜粋）	… 12

1. 規制改革実施計画抜粋

(令和3年6月18日閣議決定)

(7) 農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	農協における独占禁止法に違反する行為への対応	<p>a 農林水産省は、都道府県等と連携し、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等を対象として、全国的に生乳取引に関する実態調査を行う。調査結果を踏まえ、課題分析を行い、不公正な取引を防止する取組を行う。</p> <p>b 農林水産省は、全国組織がリーダーシップを發揮し、農業協同組合（以下「農協」という。）の自主的な行動を引き出すよう、全国組織を指導するとともに、都道府県と連携して、農協が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを表明し、独占禁止法を遵守するよう、農協を指導する。また、農林水産省は、農協の取組状況を毎年調査し、その結果を公表する。特に、酪農分野では、酪農家に対する優越的地位の濫用や乳業メーカー等に対する不公正な取引方法及び販売先の事業活動に対する不当な拘束を行わないことなど、農協及び指定生乳生産者団体が独占禁止法の遵法に向けて、自主的な行動を行うように指導する。</p> <p>c 農林水産省は、公正取引委員会や都道府県と連携して、農協系統組織の役職員に研修等を行い、その浸透度合いを適切かつ定量的に評価するなど、独占禁止法の違反又は独占禁止法に違反するおそれのある行為を根絶するための集中的な措置を講ずる。</p> <p>d 公正取引委員会は、酪農分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、「農業分野タスクフォース」を通じ、効率的な調査を実施し、必要に応じて効果的な是正措置を実施・公表することで、酪農分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。</p>	令和3年度措置、それ以降継続的に措置	a,b: 農林水産省 c : 農林水産省 公正取引委員会 d : 公正取引委員会

(参考)第29回JA全国大会決議(令和3年10月29日)より抜粋

JJAは、農業協同組合法の順守、独占禁止法に違反する行為や違反するおそれのある行為を行わないなど、コンプライアンスの確立および不祥事未然防止に取り組み、事業の継続と安定的発展を確保するため、リスク情報の主体的な収集と適切な経営判断を可能とするためのガバナンス・内部統制の向上に取り組みます。

2. 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(抜粋) （令和4年1月1日施行）

II-3-2-2 主な着眼点

(5) 事業の利用強制の排除及び独占禁止法の遵守

① 例えば、

- ア 組合員に対し、農協からの融資に際して農産物の農協への出荷を条件とすること
- イ 組合員が農協から農業機械の購入資金を借り入れるに当たり当該機械の農協からの購入を条件とすること
- ウ 組合員に対して農協以外に出荷することを制限し、農協を利用しないことを理由として共同利用施設の利用を制限することなど、法第10条の2の規定に反して組合員に事業利用を強制する行為、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たる行為、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為等、独占禁止法に違反する行為又は独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われていないか。
- ② 公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法の指針(平成19年4月18日公正取引委員会)」について、定期的に組合の関係者への周知・徹底が図られ、措置が講じられているか。
- ③ 組合において独占禁止法遵守に向けた適切な体制を整備し、組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談する等、違反が生じないように適切に対処しているか。

(参考)これまでの農林水産省の取組状況

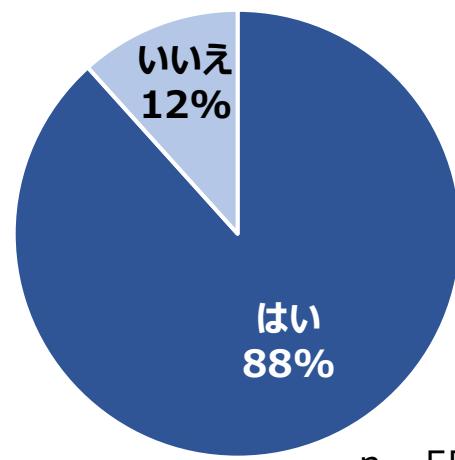
時期	取組内容
平成 23年2月	農協監督指針の改正(事業利用の強制及び独占禁止法違反の排除等について内容を追加)
平成 27年3月	農協法改正(事業利用の強制の禁止を明示的に規定)
平成 28年11月 ～29年3月	公正取引委員会と連携し、農業分野における独占禁止法等に係る説明会・個別相談会を全国12会場で実施
平成 29年3月	経営局長通知「独禁法遵守の再徹底について」を全国農業協同組合中央会に発出
平成 30年3月	協同組織課長通知「独占禁止法遵守の再徹底について」を都道府県担当宛に発出
平成 30年4月 平成 31年4月 令和 2年4月	公正取引委員会と連携し、都道府県農協指導担当者会議、検査指導担当者会議にて独禁法遵守について講義等
平成 30年 ～令和 2年	農協との対話や定期的なヒアリングにおいて、個別農協ごと、都道府県の区域ごとに、独禁法遵守について周知
令和 4年1月	農協監督指針の改正(独占禁止法に違反するおそれのある行為を含めた排除等について内容を追加)
令和4年1月～6月	公正取引委員会と共同で、農業分野における独占禁止法等に係る説明会を、全国で8回に渡りWEBで開催

※ 上記のほか、農協監督指針に基づく都道府県の定期的な指導状況を確認し、必要に応じて助言等を実施

規制改革実施計画（令和3年6月閣議決定）において、独占禁止法に違反する行為への対応について「農林水産省は、農協の取組状況を毎年調査し、その結果を公表することとされたところ、令和3事業年度における農協の取組状況の調査結果は以下のとおり。

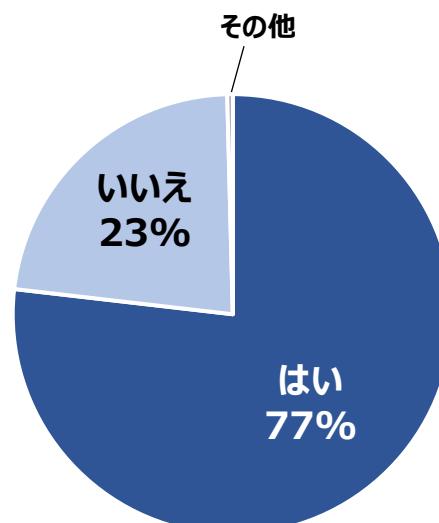
問1－1

「農業協同組合の活動に関する独占禁止法の指針」※1や「組合員に対する利用強制の禁止について」※2の内容について、研修の開催や、国・農協系統等が主催する研修への参加、資料配付等により、担当役職員・農協組織内に対して周知しましたか。



問1－2（問1－1の回答が「はい」であった農協に対する設問）

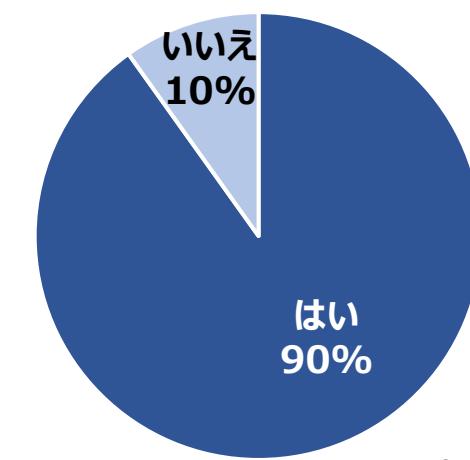
問1－1の周知は、定期的に実施していますか。
(例えば、毎年4月に担当役職員への資料の配付、異動時の研修会参加の促進など、単発的な周知ではなく、定期的な周知に向けた取組を行っている場合)



問2

独占禁止法等遵守に向けた適切な体制が整備されていますか。

(例えば、総務担当部署に独占禁止法等の遵守を目的としたコンプライアンス担当職員を配置している、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合の農協組織内・関係機関への連絡体制を構築しているなどの場合)



※1 農業協同組合の活動に関する独占禁止法の指針（平成19年4月18日公正取引委員会）

※2 組合員に対する利用強制の禁止について（農林水産省作成資料）

※3 令和3事業年度に信用事業を行った農協等を対象に調査を実施

3. 平成27年農協法改正の全体像

農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織
(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)

農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。

地域農協

自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球
できるようにする
【農業者と農協の役職員の徹底した話し合いが大切】

中央会・連合会

地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートする

法改正の内容

地域農協

- 農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるよう^{する}ために
- 理事の過半数を、原則として、認定農業者や農産物販売等のプロとすることを求める規定を置く【責任ある経営体制】
- 農協は、農業者の所得の増大を目的とし、的確な事業活動で利益を上げて、農業者等への還元に充てることを規定する【経営目的の明確化】
- 農協は、農業者に事業利用を強制してはならないことを規定する【農業者に選ばれる農協】

- 地域住民へのサービスを提供しやすくするために
- 地域農協の選択により、組織の一部を株式会社や生協等に組織変更できる規定を置く

法改正の内容

全国中央会

- 現在の特別認可法人から、一般社団法人に移行する
- 農協に対する全中監査の義務付けを廃止し、公認会計士監査を義務付ける

都道府県中央会

- 現在の特別認可法人から、農協連合会（自律的な組織）に移行する

全農

- その選択により、株式会社に組織変更できる規定を置く

連合会

- 会員農協に事業利用を強制してはならないことを規定する

4. 利用強制の禁止 ① <独占禁止法違反>

○ 農協が組合員に対して、

- ① 農産物の販売や肥料・農薬の購入を強制したり、
 - ② 資金を融資するに当たり資材の購入を条件とする
- など、不公正な取引方法を用いる場合には、独占禁止法が適用され、このような行為は禁止。

○ 農林水産省としては、これまでも、農協等に対する監督指針において、農協がこのような行為を行わないことを明記して指導してきた。

独占禁止法に基づく処分の対象となった農協について、P6~8参照。

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号)(抄)

第22条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合(組合の連合会を含む。)の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

一～四 (略)

○ 農協等に対する監督指針

(令和4年1月1日付け3経営第2302号経営局長通知)(抄)

II-3 事業実施体制

II-3-2 販売・購買事業

II-3-2-2 主な着眼点

(5) 事業の利用強制の排除及び独占禁止法の遵守

① 例えば、

ア 組合員に対し、農協からの融資に際して農産物の農協への出荷を条件とすること

イ 組合員が農協から農業機械の購入資金を借り入れるに当たり当該機械の農協からの購入を条件とすること

ウ 組合員に対して農協以外に出荷することを制限し、農協を利用しないことを理由として共同利用施設の利用を制限することなど、法第10条の2の規定に反して組合員に事業利用を強制する行為、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たる行為、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為等、独占禁止法に違反する行為又は独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われていないか。

② 公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針(平成19年4月18日公正取引委員会)」について、定期的に組合の関係者への周知・徹底が図られ、措置が講じられているか。

③ 組合において独占禁止法遵守に向けた適切な体制を整備し、組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談する等、違反が生じないように適切に対処しているか。

4. 利用強制の禁止 ② <農協法違反>

- 平成27年改正農協法では、組合員が農協の事業を利用するかどうかは組合員の選択に委ねられるべきであることを徹底する観点から、農協が組合員に事業利用を強制してはならないことが、農協法に明記。

農産物の有利販売など、農業者にメリットのある事業運営を行うことにより、農業者から選ばれる農協となることが農協改革の本質。

- 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）（抄）
第10条の2 組合は、前条の事業を行うに当たっては、組合員に対しその利用を強制してはならない。

- 農協等に対する監督指針
(令和4年1月1日付け3経営第2302号経営局長通知)（抄）

II-3 事業実施体制 〔略〕

なお、平成27年改正法において、組合がその事業を行うに当たっては組合員に対しその利用を強制してはならないという規定が追加されたところであり(法第10条の2)、組合員が組合の事業を利用するか否かは、各組合員の自主的な選択によるものであることを徹底する必要がある。

【参考】農協・連合会等に対して独禁法の法的措置及び警告が行われた事案（平成10年以降）

1 不公正な取引方法（独禁法第19条）

	農協等名	区分	事案の概要
令和4年6月15日	農業団体A	注意	農業団体Aは、自らが運営する市場に商品を出荷する地域外の出荷者に対し、地域内の出荷者の利益を優先するため、競り売りの順番を最後としたり、出荷数を制限したりするなど、差別的な取扱いを行っていた。
令和元年7月3日	あきた北農協	警告	農協が指定する業者以外への出荷がないことを条件として、組合員から販売を受託 (独禁法19条:不公正な取引方法【拘束条件付取引】) ➡ 販売事業の利用に当たって農協の競争事業者との取引を制限する行為は、不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成30年2月23日	大分県農協	排除措置命令	農協以外にねぎを出荷したことを理由に部会を除名された組合員に対し、農協を通じて出荷するねぎについても、農協が有する銘柄名や集出荷施設の利用を禁止 (独禁法19条:不公正な取引【差別取扱い】) ➡ 農協以外に出荷した組合員に対して他の組合員よりも不利な取扱いをする行為は、不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成29年10月6日	阿寒農協	注意	農協への出荷の有無にかかわらず、組合員に対する販売割による賦課金の徴収及び販売手数料の引下げを決定 (独禁法19条:不公正な取引方法【優越的地位の濫用】) ➡ 優越的地位を利用して特定の組合員に不利益となるような取引を実施する行為は、不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成29年3月29日	土佐あき農協	排除措置命令	農協以外になすを出荷することを制限する条件を付けて、組合員からなすの販売を受託 (独禁法19条:不公正な取引【拘束条件付取引】) ➡ 販売事業の利用に当たって農協の競争事業者との取引を制限する行為は、不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成21年12月10日	大分大山町農協	排除措置命令	農協の直売所の出荷者に対し、他の事業者が運営する直売所へ農産物を出荷しないよう要請 (独禁法19条:不公正な取引【拘束条件付取引】) ➡ 販売事業の利用に当たって農協の競争事業者との取引を制限する行為は、不公正な取引方法に該当するおそれがある。

1 不公正な取引方法（独禁法第19条）<続き>

	農協等名	区分	事案の概要
平成18年7月21日	士幌町農協	警告	<p>農協から貸付を受ける場合に、生産資材を購入することを要請等 (独禁法19条:不公正な取引【拘束条件付取引】)</p> <p>→ 信用事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為は、 不公正な取引方法に該当するおそれがある。</p>
平成18年7月14日	京都農協	警告	<p>農協の共同利用施設を利用する際に、生産資材の購入や米の出荷を要請 (独禁法19条:不公正な取引【拘束条件付取引】)</p> <p>→ 共同利用施設の利用に当たって購買事業・販売事業の利用を強制する行為は、 不公正な取引方法に該当するおそれがある。</p>
平成17年3月1日	八代地域農協	警告	<p>生産者が農協から補助事業を受ける際に、生産資材の購入や農産物の出荷を要請 (独禁法19条:不公正な取引【排他条件付取引】)</p> <p>→ 共同利用施設の利用に当たって購買事業・販売事業の利用を強制する行為は、 不公正な取引方法に該当するおそれがある。</p>
平成12年2月25日	全農	警告	<p>一部の農薬について原価を大幅に下回る価格で販売 (独禁法19条:不公正な取引方法【不当廉売】)</p> <p>→ 正当な理由がないのに生産資材をその供給に要する費用を著しく下回る対価で 継続して供給し、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為は、 不公正な取引方法に該当するおそれがある。</p>
平成11年3月9日	鳥取中央農協	勧告審決	<p>農協と競合する生産資材販売業者に対し、直接、生産者へ販売しないこと等を要請 (独禁法19条:不公正な取引方法【拘束条件付取引】)</p> <p>→ 仕入先に対して、自己以外への販売を禁止する行為は、不公正な取引方法に 該当するおそれがある。</p>
平成11年2月12日	宮崎中央農協	警告	<p>農協と競合する生産資材販売業者に対し、直接、生産者へ販売しないこと等を要請 (独禁法19条:不公正な取引方法【拘束条件付取引】)</p> <p>→ 仕入先に対して、自己以外への販売を禁止する行為は、不公正な取引方法に 該当するおそれがある。</p>

2 私的独占・不当な取引制限（独禁法第3条）

	農協等名	区分	事案の概要
平成27年1月16日	福井県経済連	排除措置命令	施設整備の入札において、落札企業や入札価格を事前に決定 (独禁法3条:私的独占)
平成26年9月11日	庄内たがわ、鶴岡市、余目町、庄内みどり、酒田市袖浦各農協	警告	5農協が共同して、米販売手数料を一定額を目安として定額化することを決定 (独禁法3条:不当な取引制限) ※ 山形県中央会には、5農協に対し、具体的な金額を示して米販売手数料の定額化の検討を指導したとして「注意」
平成16年7月27日	香川県信連・香川県農協	勧告審決	農協が他の金融機関と共同して、学費システムに係る口座振替手数料を決定 (独禁法3条:不当な取引制限)

3 事業者団体の禁止行為（独禁法第8条）

	農協等名	区分	事案の概要
平成24年6月14日	紀州田辺梅干協同組合、紀州みなべ梅干協同組合	警告	特定白梅干の購入価格等について情報交換を行い、農家から購入すべき価格を決定 (独禁法8条:事業者団体の禁止行為)
平成22年7月14日	JA新はこだて花卉生産出荷組合	警告	花卉生産組合の組合員に対し、生産する花卉すべてを新函館農協に出荷することを要請 (独禁法8条:事業者団体の禁止行為)

※ 公取委による措置には他に「注意」があるが、非公表扱いであり、内容、件数は不明。

4. 利用強制の禁止 ③

- 生産部会の規約や出荷契約書等において、
 - ・ 農協の事業のみを利用することや
 - ・ 他の事業者の事業を利用しないこと

を部会加入や取引の条件として定めることにより、
部会員や組合員に農協の事業利用を強制している
ケースがある。
- こうした規定は、運用の実態を問わず、農協法第10条の2や独占禁止法に抵触する行為につながる
おそれがあり、直ちに削除することが必要。
- また、規約等に規定がなくとも、農協が組合員に対して、利用を強制する実態がある場合には、直ちにその行為を取りやめることが必要。
- 農協が様々な環境の変化等の中で事業を展開するに当たり、従来想定しなかったようなケースが出てきうことにも留意が必要。

○組合員に事業利用を強制することとなる規定例

【生産部会規約の例】

(目的)

第〇条 …、完全共販体制により出荷を行い、…。

(加入資格)

第〇条 この部会の会員は、次の各号に掲げる条件を承諾できるものとする。

- × 生産物の全量を農協に出荷すること。
- × 原則として、生産に係る資材は農協を全利用すること。

(除名)

第〇条 部会員が、次の各号に該当するときは、除名することができる。

- × この部会の定める出荷先以外へ出荷したとき。

【委託販売契約書の例】

(販売物の受入条件)

第〇条 ●●農協は、次の各号に該当した者が生産した販売物を受け入れる。

- × ●●農協の指定する出荷先以外への出荷のない者

【牛の貸付契約書の例】

(飼料購入)

第〇条 貸付牛に係る飼料は、原則として●●農協が供給する飼料を使用するものとする。

【参考】独占禁止法コンプライアンスに関するチェックリスト（抜粋）（全中作成）

【生産部会の運営に関して問題となる可能性が高い行為】

- ・「全量・一定割合出荷」や「系統外出荷禁止」など、JAの事業利用を強制するおそれのある表現がないか。
- ・明文化されていないが実態として、部会員に対し、JAの事業利用の義務付け・強制のおそれのある行為を行っていないか。
- ・全量出荷・一定割合を出荷しなかったとき、何らかのペナルティを課していないか(除名、共同利用施設の制限、部会員資格の降格、罰金等)。
- ・JA以外からでも同じ品質の生産資材が購入できるにも関わらず、JAの生産資材の購入を強制していないか。
- ・品質管理上の理由ではなく、部会員であるか否かを理由として、JAの施設利用や商標利用を制限していないか。

【契約締結に関して問題となる可能性が高い行為】

- ・契約の内容(出荷数量等)は、生産部会・JAが強制することなく、部会員の任意の判断で行われているか。
- ・契約書に「全量出荷」等、JAの事業利用を強制するおそれのある文言が入っていないか。

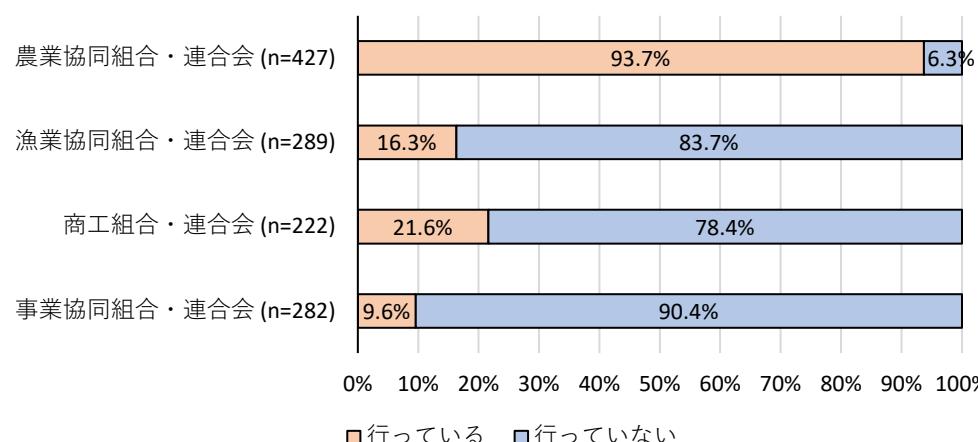
【JA事業の運営に関して問題となる可能性が高い行為】

- ・JAから生産資材を購入していなければ(またはJAに農畜産物を出荷していなければ)、JAの共同利用施設等を利用出来ないようにしていないか。
- ・JA以外から生産資材を購入したときは(またはJA以外に農畜産物を出荷したときは)、無条件に契約(賃貸借契約)を解除できるとした内容の契約を結んでいないか。
- ・競合する事業者との取引を理由として、JAの事業利用(共同利用施設や融資等)を拒否していないか。

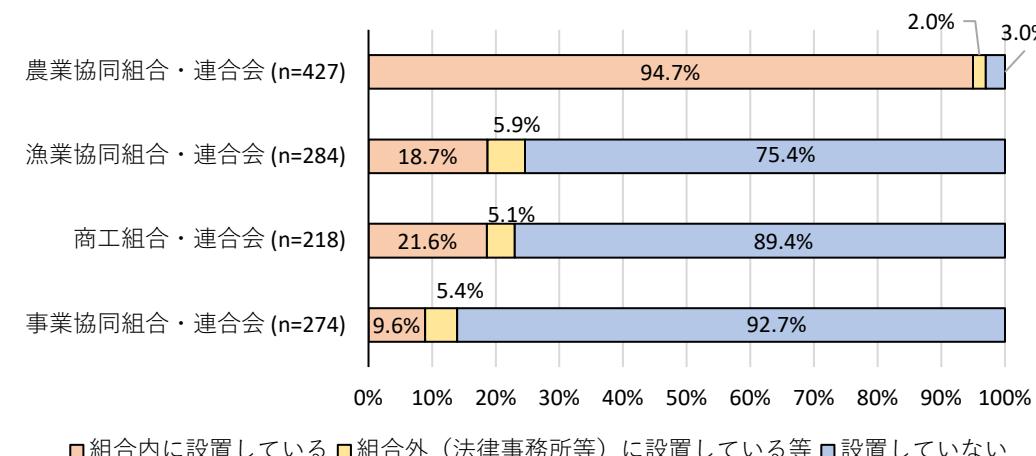
【参考】公正取引委員会アンケート調査結果（抜粋）

「協同組合等における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」（令和2年6月公表）

独禁法コンプライアンスに関する取組の有無



法務・コンプライアンス担当部署等の設置状況



独占禁止法適用除外制度に関する認識状況



- 不公正な取引方法が用いられるなどの場合は独禁法適用除外の対象外になることも含め把握している
- 一定の要件を満たした組合の行為については独禁法適用が免除されることを把握している
- 制度があることは知っているが具体的な内容までは把握していない
- 把握していない